

停 止

大阪府警察本部告示第 1 9 1 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条第 1 項の規定に基づき、

次のとおり意見の聴取を行う。

令和 8 年 1 0 月 8 日

大阪府警察本部長

警視監 鎌田 徹郎



1 意見の聴取の期日

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

2 意見の聴取の場所

大阪府門真市一番町 23 番 16 号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

意見聴取（聴聞）会場

停 止

大阪府警察本部告示第 1 9 2 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり意見の聴取を行う。

令和 8 年 1 0 月 8 日

大阪府警察本部長

警視監 鎌田 徹郎



1 意見の聴取の期日

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

2 意見の聴取の場所

大阪府門真市一番町 23 番 16 号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

意見聴取（聴聞）会場

停 止

大阪府警察本部告示第193号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条第1項の規定に基づき、
次のとおり意見の聴取を行う。

令和8年10月8日

大阪府警察本部長

警視監 鎌田 徹郎



1 意見の聴取の期日

令和8年10月22日

2 意見の聴取の場所

大阪府門真市一番町23番16号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

意見聴取（聴聞）会場

取 消

大阪府公安委員会告示第 4 4 1 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 104 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり意見の聴取を行う。

令和 8 年 1 0 月 8 日

大阪府公安委員会



1 意見の聴取の期日

令和 8 年 1 0 月 2 1 日

2 意見の聴取の場所

大阪府門真市一番町 23 番 16 号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

意見聴取（聴聞）会場

取 消

大阪府公安委員会告示第442号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、
次のとおり聴聞を行う。

令和8年10月8日

大阪府公安委員会



1 聴聞の期日

令和8年10月21日

2 聴聞の場所

大阪府門真市一番町23番16号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

意見聴取（聴聞）会場

再 試

大阪府公安委員会告示第443号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の2の2第6項の規定に基づき、
次のとおり意見の聴取を行う。

令和8年10月8日

大阪府公安委員会



1 意見の聴取の期日

令和8年10月21日

2 意見の聴取の場所

大阪府門真市一番町23番16号

大阪府警察本部交通部門門真運転免許試験場内

意見聴取(聴聞)会場